

第 6 8 回 千葉市放置自動車廃物判定委員会

1 日 時：令和 2 年 1 1 月 1 7 日（火） 1 0 時 0 0 分～1 1 時 2 0 分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター 8 階 特別会議室 千鳥

3 出席者：（委員）

浜島委員長、佐野副委員長、星委員、藪崎委員、荒井委員、植松委員

（事務局）

参与：千葉県警察本部 千葉市警察部 企画調整課

稲村係長（代理出席）

事務局長：環境局資源循環部 松戸部長

事務局次長：建設局土木部 水間部長

中央・美浜土木事務所管理課：山田課長

収集業務課：鵜田課長、岩井業務班主査、坂井主事

（所管課）

中央・美浜土木事務所管理課：花澤主査

緑土木事務所管理課：駒野課長補佐、花戸主任主事

若葉公園緑地事務所：佐野所長補佐

（傍聴人） 1 人

※委員 7 名中 6 名が出席したため、本委員会は成立。

4 議 題

- （1）委員長の選任
- （2）議事録署名人の選出
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
- （4）廃物判定にかかる審議
- （5）その他

5 議事の概要

- （1）委員長の選任
委員の互選により、浜島委員が委員長に、佐野委員が副委員長に選任。
- （2）議事録署名人の選出
委員の互選により、浜島委員長が議事録署名人に選任。
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
事務局から第 6 7 回放置自動車廃物判定委員会審議物件の処理経過と令和 2 年度放置自動車処理件数について報告。

(4) 廃物判定にかかる審議

第1号議案(4台) 廃物判定基準による処分の承認について

	整理番号 20200001
花澤主査(説明)	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明(調査個票のとおり)
佐野委員(質問)	点数のつけ方はどのようなになっているのか。
事務局(回答)	ナンバーがなければ何点というように基準が決まっており、その点数に基づいて各所管課でつけてもらっている。
佐野委員(質問)	点数が高いほど廃物認定されるということか。
事務局(回答)	点数が高いほど廃物認定していただけると考えている。
浜島委員長(質問)	何点以上だと廃物認定されるのか。
事務局(回答)	基本的には100点以上だと廃物認定され则认为している。100点以上の放置車両を1号議案として提出している。
浜島委員長(質問)	本日は4件が1号議案、1件が100点に満たない案件ということよろしいか。
事務局(回答)	そのとおりである。
星委員(意見)	資料を読んだところ、放置場所は人通りが多いように感じる。さらに車の経済価値もなさそうなので、早めに廃物判定した方がいいのでは。
藪崎委員(意見)	車内のごみも多く、資産としての価値はない。早めに処分してもいいのではないか。
荒井委員(意見)	今の意見に賛成である。放置場所が住宅地ということで、住民の方々もよくは思わないであろう。速やかに廃物認定していただきたいと思う。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20200001はただいまの審議の結果、廃物として認定する。

整理番号 20200002

- 花澤主査（説明） 通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明（調査個票のとおり）
- 星委員（質問） これは違うナンバーが取り付けられていたということか。
- 花澤主査（回答） はい、その取り付けられていた違うナンバーもまた、盗難されたのかなくなっており、今はナンバーなしの状態である。
- 星委員（質問） 『令和元年5月20日に放置物件が道路上のため、危険回避のため多少位置を変更した』と調書に記載があるが、現在も危険な場所にあるのか。
- 花澤主査（回答） 現在は通路の端に寄せてあるので危険とは言えないが、オートバイなので倒れる危険性はある。
- 星委員（質問） 歩行者や自転車の通行者が利用する道路なのか。
- 花澤主査（回答） ここは歩行者や自転車しか通れない道である。
- 星委員（意見） それは危ないと思う。もうこれ以上所有者を探し出すことは不可能だと思われるうえに、バイクそのものの状態も非常に悪く、修理には相当な金額がかかると言える。廃物と認定していいのではないか。
- 浜島委員長 他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
- 委員全員 異議なし。
- 浜島委員長 それでは整理番号20200002はただいまの審議の結果、廃物として認定する。

整理番号 20200003

- 花澤主査（説明） 通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明（調査個票のとおり）
- 星委員（質問） 放置場所が海に近いということだが、腐食の度合いはどれくらいなのか。
- 花澤主査（回答） エンジンとラジエーターは赤さびが浮いている。
- 星委員（質問） 鍵がないためシートのロックを解除することができず、車体番号が確認できないということよろしいか。

花澤主査（回答）	はい。
浜島委員長（質問）	放置場所は駐車場の近くなのか。
花澤主査（回答）	はい、民間の駐車場のそばにある商業施設の間の遊歩道に放置されている。
浜島委員長（質問）	現場写真のすぐそばにもバイクがあるが、これも放置自動車なのか。
花澤主査（回答）	そばのバイクは管理実態がある様子。駐車禁止ではないのか、他にもオートバイや自転車が停められているようである。
星委員（質問）	令和元年１１月１１日に発見通報と記載されているが、約１年この状態なのか。
花澤主査（回答）	我々が把握してからは１年経っている。
星委員（質問）	それ以上の可能性もあるのか。
花澤主査（回答）	それもあり得る。
星委員（意見）	外観の状態も悪く、エンジンが始動できない可能性も十分ある。放置場所が海に近いこともあり、写真で見る以上に現物は著しく汚損しているのではないかと。
浜島委員長（意見）	走行に必要な機能がすべてと言ってもいいほど腐食しており、直しても使えそうにないのでは。
星委員（意見）	自動二輪としての機能はもはやない。１年以上放置されており、シート等も写真で見る以上に相当劣化していると考えられる。修理にも相当な費用がかかり、安全面を考えても再利用は難しいであろう。
藪崎委員（意見）	車もバイクも動かずに１年経つとブレーキが固着し、動かなくなってしまう。現状エンジンもかからない状態で、動かすだけでも費用がかかる。放置場所が遊歩道ということで危険でもあるので、廃物でいいのでは。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20200003はただいまの審議の結果、廃物として認定する。

花戸主任主事（説明）	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明（調査個票のとおり）
星委員（質問）	令和元年10月10日に通報と記載があるが、それ以前から放置されていた可能性もあるのか。
花戸主任主事（回答）	可能性はある。
星委員（質問）	この車の所有者は、以前にも廃物認定されたことのある車の所有者であるのか。
花戸主任主事（回答）	同じ人物である。その自動車は平成30年に処分された『スバル サンバー』であり、その所有者と同じ住所・名前であった。前回の車両が放置されていた場所も、今回の車両から50mほどしか離れていない場所であった。
星委員（質問）	ということは同時ごろに放置された可能性もあるのか。
花戸主任主事（回答）	可能性は否定できない。当時は前回の放置車両が火災にあっていた経緯があり、消防により進入禁止のテープが張られており、奥までは確認できなかったとのことである。
星委員（質問）	写真を見ると藪の中のようなが、道路で間違いないのか。
花戸主任主事（回答）	道路として認定されているところで間違いない。
星委員（質問）	点数や写真を見てもかなり悪い状態なことはわかる。この車にガソリンは残っているのか。
花戸主任主事（回答）	ガソリントankの蓋を開けることができ確認したが、ガソリンは残っていなかった。
星委員（意見）	少量でも残っていた場合、火災になる危険もある。早急に撤去すべきでは。
荒井委員（質問）	写真に写っている倒木は去年の台風のときのものなのか。
花戸主任主事（回答）	倒木の状況に関しては、台風以前の状況がわからないため不明であるが、台風によって増えているとは考えられる。
浜島委員長（質問）	荷台のごみは放置された後に捨てられたものか、最初からこの状態で放置されたのか。

花戸主任主事（回答）	昨年１０月の発見時からほぼこの状態なので、不明である。
星委員（質問）	平成８年の車なのか。
花戸主任主事（回答）	初度登録は平成８年である。
星委員（意見）	この車を再販するような会社はまずいない。もしいたとしても、直すのに新車を買う以上の金額がかかるだろう。所有者はこれが２台目の放置ということで、自主的に撤去する可能性は非常に少ないと思う。車の状態もよくはなく、放置場所も山の中ということで、このまま置いておいてもさらに悪化するのは間違いないであろう。廃物と認定していいのでは。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20200004はただいまの審議の結果、廃物として認定する。

第２号議案（１台） 廃物判定対象物件の判定について
整理番号 20200005

佐野所長補佐（説明）	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明（調査個票のとおり）
星委員（質問）	初度登録の日付が平成２９年６月１３日とあるが、それはどのように確認したのか。
佐野所長補佐（回答）	当初はナンバープレートがついていたので、軽自動車協会に照会した結果、その旨の回答があった。
星委員（質問）	使用者と所有者は同一の方ということなのか。
佐野所長補佐（回答）	そのように考えている。
浜島委員長（質問）	令和元年の７月には郵便物は返送されてないということか。
佐野所長補佐（回答）	はい。しかし１１月発送の郵便物は返送されている。その取扱いの違いについて郵便局に確認したところ『宛所なし』で戻って来た場合は、現地に居住実態がないと郵便局としては考えているとのこと。
荒井委員（質問）	車自体は動かすことはできるのか。
佐野所長補佐（回答）	鍵がないので中に入ることができず、確認できていな

	い。
星委員（質問）	附属機能の点数が０点なのは、確認できないから点数がつけられないということではなく、問題がないから０点ということか。
佐野所長補佐（回答）	外観上は特に損傷が見られなかったが、附属機能の状態が判断できず、点数不明で０点にした。
藪崎委員（質問）	泉自然公園第一駐車場には、入り口等にカメラはあるのか。
佐野所長補佐（回答）	有料駐車場なのでゲートがあり、料金を支払わないと入れないようになっているが、カメラはついていない。
荒井委員（質問）	ガードマンはいないのか。
佐野所長補佐（回答）	緊急時はインターホンで呼び出す方式になっており、ガードマンはいない。
荒井委員（質問）	駐車料金は払ってもらっているのか。
佐野所長補佐（回答）	１回４００円という料金体系なので、４００円は払ってもらっているようであり、出ようと思えばそのまま出れる状況である。
佐野委員（質問）	この議案に限らず、廃物判定されなかった場合はどうなるのか。
事務局（回答）	一度収集業務課所管の土地に移動し、再度所有者等の調査をし、もう一度廃物判定委員会にかける案件になる。
佐野委員（質問）	それでも所有者がわからなければ、廃物になるのか。
事務局（回答）	そうなる。
浜島委員長（質問）	今までの案件と比べるときれいに見えるものの、調査は尽くしてもらったように感じる。車内に放置されているごみはどのような状態なのか。
佐野所長補佐（回答）	あくまでも外観上ではあるが、ポーチ状の小さめのかばんとごみ箱のような大きいポリバケツが捨てられている。
浜島委員長（質問）	普段車内で使うようなものが置きっぱなしという状況ではないということか。
佐野所長補佐（回答）	かばんはともかく、ポリバケツの方は普段車内で使うようなものではないように思う。

荒井委員（質問）	犯罪性もなければ盗難車両でもないということだが、警察の方でもっと調べられないものなのか。
事務局（回答）	厳しい。ナンバープレートが途中でなくなったということは、車自体を捨てていったと考えるのが自然ではないか。自分のところまでたどり着けないようにしたのではないか。
星委員（質問）	もう一度確認だが、鍵がないので中に入れず、車の中に車検証があるかもわからないということか。今回の所有者照会はナンバープレートで行ったということか。
佐野所長補佐（回答）	はい。
星委員（質問）	車検期限切れ（平成31年6月）という記載があるが、これは車に貼られているステッカーからわかったものなのか。
佐野所長補佐（回答）	これは軽自動車協会からの回答でわかったものである。
星委員（意見）	初度登録が平成29年6月なら3年で車検があるのではないかと考えられるが、平成31年6月で車検切れとなっており、2年間しかついていない。これを見る限り、ナンバープレートそのものがこの車のものではなかったのではないかと思う。年式そのものが本当に平成29年のものなのか疑問に思う。
藪崎委員（質問）	盗難されたナンバープレートがつけられていた可能性もあるかもしれない。本当にこの車のナンバープレートなのかは疑問が残る。フロントガラスの車検ステッカーの裏面に車のナンバーが書いてあるはずなので、それが確認できればもう一步進めるのではないか。
佐野所長補佐（回答）	今は手元に資料がなく、それについては確認できない。
事務局（質問）	車の前面にもナンバープレートはついていたのか。
佐野所長補佐（回答）	私が見たときは後ろからしか見ておらず、不明である。
星委員（意見）	ステッカーは内側からしかはがせないの、ドアが開かない状況ならそのまま残っているのではないか。もう少し調査してみてもよいかと思う。
佐野委員（意見）	県警からの話もあったように、所有者は車を放棄しているようであるし、個人的には廃物とみなしていいのではないかと考える。
浜島委員長（質問）	調査がもう少し可能ではないかという意見も出てい

	る。追加で調査することになると、そのあとはどうなるのか。次回まで駐車場に放置され続けるのか。
事務局（回答）	収集業務課と所管課の協議になる。車検のステッカーが貼ってあれば追加調査できるが、貼ってない場合はカギを開けないと車検証が確認できない。カギは許可がないと開けられない。
荒井委員（質問）	それは誰の許可なのか。
事務局（回答）	所有者がわからないので、誰の許可も得られない状態である。
浜島委員長（意見）	行政側が市民の財産を勝手にどうこうするのには難しさがある。そうするとステッカーの有無が気になるところである。
星委員（意見）	平成31年の3月から放置されており、そこから車が動いていないと考えると、車の機能はないに等しいのではないか。また、この写真を見る限り本当にこの車がL-150型の車であるかは疑わしい。ナンバープレートが外されたのは所有者がわからないよう工作したという意図があったとすると、捨てていったと判断することもできるのでは。
星委員（質問）	車そのものの外装の状況は損傷がひどかったのか、見た目の塗装の状況はどのような感じなのか。
佐野所長補佐（回答）	汚損はかなり進んでいるようである。
星委員（意見）	この車が今回廃物判定されなかった場合、今後も放置が続く、いずれは判定されるようなものになってくると思う。それが今なのか後なのかというところだと思う。
佐野委員（意見）	そういうことであるなら早く処分した方がいいと感じる。
事務局（意見）	所管課で調査し、自動車動くかどうかという機動性の話とは別に、所有者が見つかるかどうかを廃物として判定されるのに重要ではないかと考える。確認事項はあるものの、所管課が所有者を調査した限りでは、今の段階ではわからなかったということを考慮して判断していただければと思う。
浜島委員長（意見）	所有者が車を放棄してしまうと、行政が処理費用を負担することになってしまう。本来ならば所有者に処分してもらいたいという思いもある。しかしながら、放置されている状態はよろしくない。行政サービスとしてはそこが難しいところである。今廃物判定するか、また調査をしてから判定するかというところだと思う。

藪崎委員（意見）	少し前の話に戻るが、平成２９年にL-150Sという車は存在しない。LA-150Sという車なら存在するので、この時点でおかしいと感じる。おそらくこの車はそれよりも前の車ではないかと思う。いつまでも放置されているということを加味して考えると、処分でいいのではないか。
星委員（意見）	実際は平成２９年の車ではないであろう。
藪崎委員（意見）	車の外装から考えるに高いグレードの車ではなく、この車を再度動く状態にするまでの価値があるようには思えない。
浜島委員長（質問）	これまでの案件と比べるときれいに見えるので、難しく感じる。車が犯罪の証拠物件となる可能性はないのか。
佐野所長補佐（回答）	発見当初に盗難届の有無については警察署に照会済である。その後もこの１年半の間に３回ほど警察に照会する機会があったが、いずれも盗難届なし、事件性なしという回答であったので、我々としては事件性なしとして考えている。
浜島委員長	この案件について調査を尽くしているように感じる。とすると、この案件については廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20200005はただいまの審議の結果、廃物として認定する。 以上で、本日予定していた廃物判定にかかる審議は終了となるが、全体の廃物認定に関して意見等はあるか。
委員全員	特になし。
浜島委員長	ないようであれば、最後に会議次第６番「その他」について、事務局よりどうぞ。
事務局	次期委員の推薦依頼について 次回の千葉県放置自動車廃物判定委員会では、カラー写真と点数のつけ方についての資料を用意する。

問い合わせ先 千葉県環境局資源循環部収集業務課
TEL ０４３（２４５）５２４９
FAX ０４３（２４５）５４７７